



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 椿本興業株式会社
代表者名 取締役社長 椿本 哲也
(コード番号 8052 東証・大証第 1 部)
問合せ先 取締役 執行役員 春日部 博
(TEL. 06-4795-8806)

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 8 日付け「当社元従業員による不正行為に係る決算訂正について」にて、お知らせいたしましたとおり、過去に提出いたしました有価証券報告書等の訂正作業を進めてまいりました。

本日、当該不正行為に関連する一連の決算訂正を反映させた過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出するとともに、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出いたしましたのでお知らせいたします。

株主の皆様、お取引先様、投資家及び市場関係者の皆様をはじめ関係各位に、ご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 訂正の対象となった内部統制報告書

- ① 第106期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日) 内部統制報告書
- ② 第107期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日) 内部統制報告書
- ③ 第108期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日) 内部統制報告書
- ④ 第109期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日) 内部統制報告書

2. 訂正の内容

- (a) ①第106期、②第107期および③第108期内部統制報告書の訂正内容は下記のとおりです。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当企業グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当企業グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社中日本営業本部において、当社従業員が不正取引を行っていたことが平成 25 年 3 月に判明し、その実態及び損失額を調査するために同年 3 月 18 日に社内調査委員会(委員長:代表取締役社長 椿本哲也)を設置するとともに、社内調査に対する公正中立な検証や、第三者による独自調査を行うために、弁護士、公認会計士等で構成される第三者委員会を同年 3 月 25 日に設置し

調査を実施いたしました。

同調査により、同営業本部において、過年度から当社従業員が、特定の取引先との取引に際して商品の納入・販売の実体が無いにも関わらず仕入・売上計上を行う不正取引を継続的に行っていたことが明らかになりました。

これに伴い当社は、当該不正取引による過年度決算への影響額を調査し、過年度の決算を訂正するとともに、平成20年3月期から平成25年3月期第3四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、役職員のコンプライアンス意識が希薄であったこと、職務分離や相互牽制が十分に機能していなかったこと及びモニタリングが不十分であったこと、並びに仕掛品在庫の棚卸管理が不十分であったことによるものです。

以上のことから、当社の全社的な内部統制及びたな卸資産に係る業務プロセスに関する内部統制に重要な欠陥があったため、当該不正取引が防止されず、かつ発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、社内調査委員会の調査結果及び第三者調査委員会の提言を踏まえて以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) コンプライアンス意識の徹底とコンプライアンス規定の新設
- (2) 内部通報制度の改善
- (3) 定期的人事異動の実施
- (4) 営業部門より発注業務の分離と営業事務の見直し
- (5) 各種内部規定の見直しと実務運用の徹底
- (6) 内部監査体制の充実
- (7) 取締役会及び監査役会の更なる活性化

(b) ④第109期内部統制報告書の訂正内容は下記のとおりです。

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当企業グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末時点において、当企業グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社中日本営業本部において、当社従業員が不正取引を行っていたことが平成25年3月に判明し、その実態及び損失額を調査するために同年3月18日に社内調査委員会（委員長：代表取締役社長 椿本哲也）を設置するとともに、社内調査に対する公正中立な検証や、第三者による独自調査を行うために、弁護士、公認会計士等で構成される第三者委員会を同年3月25日に設置し調査を実施いたしました。

同調査により、同営業本部において、過年度から当社従業員が、特定の取引先との取引に際し

て商品の納入・販売の実体が無いにも関わらず仕入・売上計上を行う不正取引を継続的に行っていたことが明らかになりました。

これに伴い当社は、当該不正取引による過年度決算への影響額を調査し、過年度の決算を訂正するとともに、平成20年3月期から平成25年3月期第3四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、役職員のコンプライアンス意識が希薄であったこと、職務分離や相互牽制が十分に機能していなかったこと及びモニタリングが不十分であったこと、並びに仕掛品在庫の棚卸管理が不十分であったことによるものです。

以上のことから、当社の全社的な内部統制及びたな卸資産に係る業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備があったため、当該不正取引が防止されず、かつ発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、社内調査委員会の調査結果及び第三者調査委員会の提言を踏まえて以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) コンプライアンス意識の徹底とコンプライアンス規定の新設
- (2) 内部通報制度の改善
- (3) 定期的人事異動の実施
- (4) 営業部門より発注業務の分離と営業事務の見直し
- (5) 各種内部規定の見直しと実務運用の徹底
- (6) 内部監査体制の充実
- (7) 取締役会及び監査役会の更なる活性化

以 上